

第15回

白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会資料 (書面会議)

- 資料 1 東北森林管理局の令和元年度調査・活動報告および令和2年度調査
活動計画について
- 資料 2 各団体の令和元年度事業実施報告および令和2年度事業計画について
- 資料 3 青森県および津軽森林管理署からの松くい虫・ナラ枯れ被害状況

資料配付協議会委員

(敬称略)

氏名	職業等
石川 幸男	弘前大学白神自然環境研究センター 教授
毛内 聖悟	青森県西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課長
平田 衛	鰺ヶ沢町長
須々田 秀美	日本山岳会 青森支部 副支部長
辻村 収	白神山地ビジターセンター館長 (青森県森林組合連合会)
武田 一男	三陸森の会・弘南森の会 会長
田村 早苗	青森県林業会議 参与
新岡 義重	津軽人文・自然科学研究会 会長
東海林 政美	白神俱楽部 会長
吉川 隆	赤石川を守る会 会長
吉田 満	深浦町長

白神山地周辺の森林と人との共生活動に関する協議会設置要領

平成19年9月6日制定
平成25年6月28日一部改正

[名称]

第1条 本協議会の名称は、「白神山地周辺地域の森林と人との共生活動に関する協議会」(以下「協議会」という。)とする。

[目的及び設置]

第2条 協議会においては、白神山地森林生態系保護地域（世界遺産地域）周辺の保全管理及び自然再生活動、モニタリング調査等に係る事項について協議し、森林管理局長に提言することにより、この地域の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

[協議事項]

第3条 協議会は、森林管理局長の求めに応じ、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 森林生態系保護地域周辺のNPO等と連携した自然再生活動及び森林環境教育に関する事項
- (2) 松くい虫等の対策に関する事項
- (3) モニタリング調査に関する事項
- (4) その他森林管理局長が必要と認める事項

[構成]

第4条 協議会委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員は、学識経験者、地方公共団体関係者、NPO、ボランティア団体代表者等をもって構成する。
- (2) 委員は15名以内とする。任期は5年とし、再選は妨げない。

[運営]

第5条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、定例会年1回とし、必要に応じ臨時会を開催する。
- (2) 協議会の開催は、森林管理局長が招集する。
- (3) 協議会に座長を置く、座長は委員の互選による。
- (4) 座長は、協議会の議事を統括する。

[その他]

第6条

- (1) 協議会の事務は、主に東北森林管理局技術普及課において処理する。
- (2) この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。
- (3) 協議会の委員は、森林管理局長が委嘱する。

協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 業 等
いしかわ 石川 幸男	弘前大学白神自然環境研究センター 教授
もうない 毛内 聖悟	青森県西北地域県民局地域農林水産部 林業振興課長
つじむら 辻村 収	白神山地ビジターセンター館長 (青森県森林組合連合会)
たけだ 武田 一男	三陸森の会・弘南森の会 会長
たむら 田村 早苗	青森県林業会議 参与
なかむら 中村 勉	日本山岳会 青森支部長
にいおか 新岡 義重	津軽人文・自然科学研究会 会長
しょうじ 東海林 政美	白神俱楽部 会長
ひらた 平田 衛	鰺ヶ沢町長
よしかわ 吉川 隆	赤石川を守る会 会長
よしだ 吉田 満	深浦町長